

中国四国農政局  
国有財産の一般競争入札案内書

(平成24年4月24日実施)

※本案内書は、入札の際は、ご持参願います。

農林水産省  
中国四国農政局

# 国有財産の一般競争入札案内書

国有財産を一般競争入札により、農業利用を目的として売払います。

## 1 入札物件

入札物件は、別添「物件調書」（12ページ）のとおりです。

## 2 入札参加者に必要な資格及び参加方法

### (1) 入札参加者に必要な資格

農地法(昭和27年法律第229号)第3条の許可を受けられる者であって、次のいずれにも該当しない者であれば、どなたでも参加できます。

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者(契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等)
- ② 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者(国有財産に関する事務に従事する職員)
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者
- ④ 中国四国農政局長が定める入札保証金を差し入れない者

(注) 農地法、予算決算及び会計令、国有財産法については9～10ページを参照してください。

### (2) 入札の参加方法

- ① 入札の参加に当たっては、「国有財産売払公示書」(4～5ページ)、「入札要領」(6～8ページ)及び国有財産売買契約書(案)(25～27ページ)を十分お読みの上、参加してください。
- ② 入札に参加を希望する者は、平成24年3月9日、17時までに「国有財産売払一般競争入札参加申込書(以下「入札参加申込書」という。)」を中国四国農政局経営・事業支援部構造改善課(〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1丁目4番1号、岡山第二合同庁舎8階)に、郵送又は持参の方法で提出して下さい。 問い合わせ先：(086) 224-4511 内線2488
- ③ 入札参加申込書には、申込者ご本人の印鑑登録済の印を押印の上、印鑑証明書を添付して下さい。
- ④ 申込者が法人の場合は、代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが確認できる現在事項一部証明書(法人登記簿抄本)を添付して下さい。
- ⑤ 入札参加申込書には、入札参加申込書の注意事項に記載の、農地法第3条の許可を受けられる者であることを証明できる書類を必ず添付して下さい。
- ⑥ 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(11ページ)について、入札参加申込書を提出する前に必ず確認し、入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。
- ⑦ 入札参加資格の事前審査を行い、入札参加資格のない者と認められた場合には、入札期日の10日前までに入札に参加できない旨の通知を行います。

### 3 入札及び開札の日時及び場所等

#### (1) 入札の日時及び場所

日 時 平成24年4月24日(火) 13時30分から  
場 所 愛媛県松野町大字松丸457番地  
松野町山村開発町民センター 1階研修室

(注) 入札当日の受付は、入札の30分前から行います。  
なお、入札開始時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

#### (2) 開札の日時及び場所

入札締切後、直ちに開札します。

#### (3) 落札者の決定方法

開札の結果、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者と決定します。

### 4 入札日の持参品等

#### (1) 委任状(本案内書23ページ目に添付のものを使用して下さい。)

代理の方が入札に参加される場合には、委任者及び代理人の印鑑登録済の印を押印した委任状を持参して下さい。この場合、代理人の印鑑証明書を添付して下さい。

なお、入札参加申込書の申込人であるご本人(共有とされる場合は共有者全員)が入札に参加される場合は不要です。

#### (2) 印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の登録印鑑をお持ち下さい。

ただし、代理人が入札する場合はご本人(委任者)の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の登録印鑑を持参して下さい。

#### (3) 入札保証金

入札当日、入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要です。

(注) イ 入札保証金は、現金で納付願います。

ロ 現金で入札保証金を納付する場合、該当する物件の保管金提出書(本案内書24ページ目に添付のものを使用して下さい。)に住所、氏名を記載して当日持参してください。

ハ 落札者の入札保証金は国有財産売買契約書が提出されるまで還付しませんが、落札されなかった方の入札保証金は入札終了後、保証金を納付したとき発行した受領証書と引換えに速やかに還付します。

#### (4) 収入印紙

入札保証金を還付するときその受領証書に貼付していただきますので、200円の収入印紙をご用意下さい。

ただし、印紙税法上の非課税法人又は個人で営業に関しないもの場合は必要ありません。

(5) 契約保証金

落札者は、落札後、直ちに落札金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する契約保証金の納付が必要です。

(注) 契約保証金は、現金で納付願います。

(6) 筆記用具

黒のボールペン又は万年筆

## 5 契約の締結及び売払対価の納入等

(1) 落札者は、落札後、直ちに契約保証金として落札金額の100分の10以上（円未満切上げ）に相当する金額を現金により納めなければなりません。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができます。

(2) 落札者が、落札後国有財産売買契約書を中国四国農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり入札保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。

(3) 落札者の契約保証金は、落札者から国有財産売買契約書が提出され、後日、国から国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日（発行日から20日以内）までに売払対価が納入された場合に還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

(4) 国有財産売買契約書の締結後、同契約書に定めた所定期日（発行日から20日以内）までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。

(注) 売払対価の分割納入はできません。

## 6 所有権の移転等

(1) 売払対価を納付したときに所有権の移転があったものとし、売払物件を引き渡したものとします。

(2) 所有権の移転登記は、売払物件の引き渡し後、国が行います。

(3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

## 7 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあつては業種を付記する。）を公表することになります。

なお、契約金額については、同意を得た上で公表することになります。